

社会福祉法人印南町社会福祉協議会 役員等の費用弁償並びに旅費に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人印南町社会福祉協議会（以下「本会」という。）役員等の費用弁償並びに旅費について定めることを目的とする。

(役員等)

第2条 前条に規定する役員等とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 理事・監事・顧問
- (2) 評議員
- (3) 各種委員会委員
- (4) 心配ごと相談所相談員
- (5) その他会長が特に必要と認めた者

(費用弁償)

第3条 役員等の費用弁償は、理事会、監事会、評議員会、各種委員会等に出席した場合に支給するものとし、その額は、別表1のとおりとする。

(旅費)

第4条 役員等の職務のために出張した場合の旅費については、本会職員旅費規則に準じて支給する。

(補則)

第5条 この規程に定めるもののほか、必要あるときは、本会会長が別に定める。

附則

この規程は、議決の日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附則

この規程は、議決の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

別表1 (第3条関係)

役員等に対する費用弁償

役 職 名	費用弁償
理事・監事・顧問	2,000 円
評 議 員	2,000 円
各種委員会委員	2,000 円
心配ごと相談所相談員	3,000 円